

公益財団法人果樹産業振興桐野基金
果樹産業功労者公募要領

第1条 目 的

本県果樹産業の振興に尽くし、その功績が顕著で、他の模範となる団体及びグループ、個人をこの要領に定めるところにより公募するものとする。

第2条 受賞候補者の資格

受賞候補者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 栽培技術に優れ、合理的な経営を行い、成績が優秀で他の模範となる果樹栽培団体及びグループ、個人
- (2) 産地振興と生産者組織の育成強化に努め、その功績が顕著で他の模範となる団体及びグループ、個人
- (3) 営農指導等の職務に精励し、その功績が顕著で他の模範となる団体及びグループ、個人
- (4) 優良品種の開発、育成、普及等に努め、その功績が顕著で他の模範となる団体及びグループ、個人
- (5) 生産改善、産地育成、出荷販売等に優秀な成績をおさめ、他の模範となる団体及びグループ、個人
- (6) その他、果樹産業上、特に功績顕著で他の模範となる団体及びグループ、個人

第3条 候補者の推薦

候補者の推薦は他薦とし、本要領に定める受賞資格に該当する者があれば、第2条の実績、成果等を示す書類を添付し所定の手続きにより応募することができる。

第4条 候補者の選考

受賞候補者の選考は、理事長が招集する選考委員会で行うものとする。

第5条

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

付 則

1. この要領の改定は、平成28年5月1日から施行する。